

第7章 保存管理の方向性と方法

第1節 保存管理の方向性

史跡指定地内における広島城跡の本質的価値の保存・継承に加え、かつて広島城を構成していた郭跡・櫓跡・石垣等が地下に遺存している可能性のある旧広島城範囲を含めて、包括的な保護を図ることを目標とする。計画的・継続的な調査・研究によって価値の顕在化を図るとともに、「広島らしい風景を持つ空間」として広島城跡の持つ歴史的景観を保存管理し、次世代への確実な継承を図っていく。

第2節 保存管理の方法

現天守は現行の耐震基準を満たしていない状態であることが判明したことから、将来的な天守の木造復元も含めた調査等を進めるとともに、現天守の展示・収蔵機能を引き継ぐ「広島三の丸歴史館」を整備すること、広島城三の丸歴史館の供用開始時期を踏まえ、令和7年度後半に閉館する予定であることが「広島市公共施設等総合管理計画」(H29.2策定、R4.3改訂)に記載されている。このため、現天守閣閉館後の解体とその後の木造復元の検討に向けた調査の一環として、また周辺の地下遺構を適切に保存・活用していくための措置として、天守台周辺をはじめとした石垣基礎部の発掘調査、および地下遺構の状態把握を目的とした平面確認調査を、短期・中期的な取組として実施する。

史跡指定地内においては、石垣修理の必要性や適切な保全対策を検討するための基礎資料として、石垣の現状把握と石垣カルテの作成のほか、絵図や史料などから地中に存在することが予想される遺構について、その有無及び遺存状況を把握するための確認調査を短期・中期的な取組として計画的に実施する。

史跡指定地の周辺部については、開発に伴う発掘調査及び工事立会等において遺構の遺存状況の把握を継続していくとともに、今後重要な遺構の発見などが確認された場合には、関係機関や関係者との条件が整えば、適切な保護措置の一つとして史跡の追加指定なども含め柔軟に検討していく。

以上の方法の詳細や実施スケジュールについては、今後策定着手予定の「史跡広島城跡整備基本計画」の策定過程の中で、有識者も交えた十分な検討を基に定めていくものとし、保存のための整備を着実に実施できるように努める。

第3節 諸要素の保存管理

史跡を構成する要素ごとの保存管理方針については、諸要素の分類に従い以下にその方法を提示する。

1. 本質的価値を構成する諸要素

曲輪、堀跡、土塁、石垣、地下遺構やこれらが位置する地形から構成されているものであり、本史跡において最も重要な要素として「現状保存」を原則とする。文化財保護法による史跡の取り扱いに基づき、整備や管理目的、学術的に必要な発掘調査を目的とする場合などを除き、原則として現状変更行為は認めないものとする。

2. 広島城跡の歴史的経緯を示す諸要素

本要素には、広島城築城以前の状況を示す埋蔵文化財や、広島城跡の近代の変遷を示す軍関連施設の遺構などが含まれている。これらの中には、唯一の被爆した城郭である広島城に立地していた施設類の特徴として、被爆時の火災痕跡などを併せ持つ例も存在しているため、現状変更行為にあたっては十分な注意が必要である。また、この中の中国軍管区司令部跡（旧防空作戦室）については、「広島原爆遺跡」の構成要素として史跡指定に向けた取組が進んでおり、将来的にはその史跡としての管理を行うものとする。

| | |
|--------------------|---|
| 広島城跡の歴史的経緯を示す諸要素 | 広島城築城以前の状況を示す埋蔵文化財、日清戦争に際して置かれた大本営跡と昭憲皇太后御座所跡、被爆遺構としてその姿をとどめる中国軍管区司令部跡（旧防空作戦室）を含む近代広島城跡の変遷を示す軍関連施設の遺構、桜の池や石組溝等の構造物、地下遺構、被爆樹木など。 |
| ※被爆時の痕跡等をもつ諸要素について | 史跡広島城跡の本質的価値の判断基準とは「異なった価値基準」の一つとして捉え、適切な維持管理を行う必要がある。 |

本要素も、歴史的価値を構成する重要な遺構として取り扱うものとし、整備や管理目的と学術的に必要な発掘調査などを除き、原則として現状変更行為は認めない。なお、石垣のように本質的価値を構成する要素で、かつ被爆時の火災痕跡をとどめる遺構について保存管理上修復等の必要が生じた際にも、できるかぎり新補材等による置き換えを実施せず、もとの被爆時の痕跡等を残すことを前提として整備手法を検討するものとする。

3. 本質的価値の理解を助ける諸要素

戦火により一度は焼失したが詳細な史資料によって忠実に復元された表御門などの復元建造物や、天守をはじめとした外観復元建造物、史跡広島城跡の周知に係る重要な役割を担う案内板、説明板などの施設などで構成される。これらの施設は史跡の内容を説明したり、視覚的に補完する役割を持っており、適切に保存管理するとともに、調査等により新たな情報が得られた際には内容を更新するなど適宜更新を行う。

4. 史跡の保存管理・活用に有効な諸要素

公園施設のなかで史跡の維持管理および安全管理に必要なものについては長寿命化を図りながら、施設を更新していく。なお、本丸上段に位置するトイレ等、将来的な史跡整備に支障があると想定されるものについては、適切な場所への移転を検討する。駐車スペースは史跡指定地外への移転を促し、史跡指定地内に新たなものは作らないこととする。

第4節 現状変更等の基本方針及び取扱い基準

1. 制度の概要

文化財保護法（以下「法」という。）第125条では、史跡地内で「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき」は、文化庁長官の許可を受けることが義務付けられている。ただし、その行為が維持の措置等、史跡等への影響が軽微なものについては、許可を要しない場合が同条ただし書きに示されている。

また、法184条第1項第2号の規定に基づき、重大な現状変更以外については都道府県・市の教育委員会に許可の権限が委譲されており、その範囲は文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。この基準に基づく現状変更許可の具体的な取扱基準は、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでにあげる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下「事務処理基準」という。）に定められている。

2. 法令上の基準

「事務処理基準」では次の場合、現状変更等の許可ができないものとされている。

- 史跡の適切な保存・活用のために策定された「保存活用計画（本計画）」に定められた保存管理の基準に反する場合
- 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- 史跡の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

また法第125条ただし書きにより、次の場合、現状変更等の許可が不要とされている。

- 維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合
- 保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合

なお、「維持の措置」の範囲については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」（以下「規則」という。）第4条に次のように定められている。

- 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
- 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を撤去するとき。

ただし、き損が生じた場合には、法第118条の規定により準用する法第33条の規定によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合には法第127条の規定による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

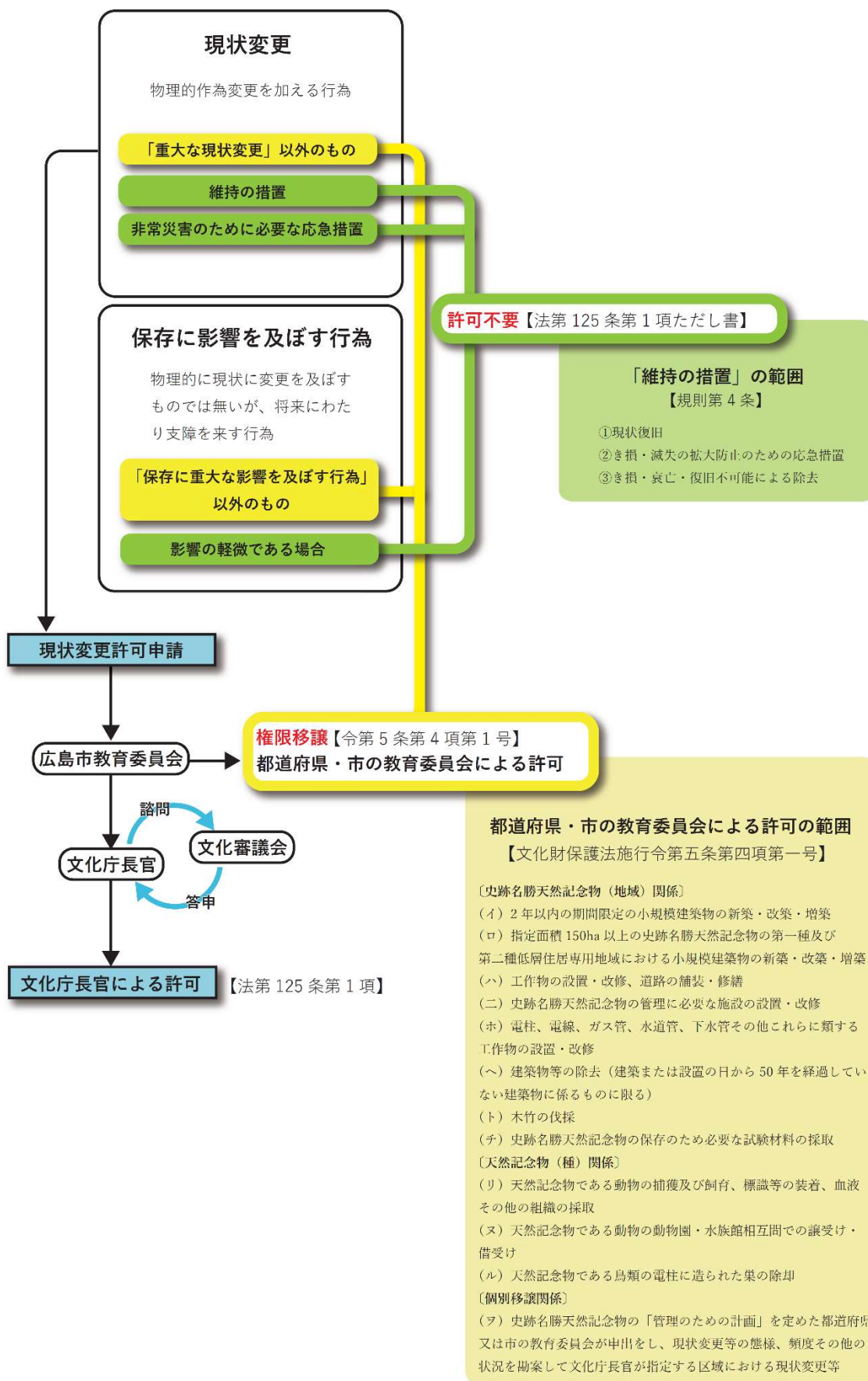


図 7-1 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可制度について
 （「文化財保護行政担当者会議」（文化庁主催）資料をもとに作成）

3. 史跡広島城跡の現状変更等に係る原則と基本方針

制度の概要及び法令上の基準は前述のとおりであり、現状変更等に係る許可は、最終的には許可権限者である文化庁長官や広島市教育委員会が、法令で定められた基準等に基づいて判断するものである。

以下では、前章までに示した史跡広島城跡の本質的価値や大綱に基づき、史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、本計画における原則と基本方針を定める。

(1) 原則

史跡の本質的価値及び本質的価値を構成する諸要素の保存に影響を与える行為、または史跡の景観に影響を及ぼす行為については原則として認めないものとする。

(2) 基本方針

現状変更等の取扱いに関する基本方針は、下記のように定めるものとする。

- 発掘調査については、保存・整備に係るものに限るとともに、必要最小限度の範囲にとどめ、遺構の保存を原則とする。
- 整備については、本質的価値を構成する遺構の保存を最優先とし、その価値の理解を深めることを目的とするとともに、史跡全体の景観保全に配慮したものに限定する。
- 史跡の保存・管理・活用・整備を図っていく上で必要な行為については、「事務処理基準」で示された「現状変更等の許可ができないもの」に該当しないかどうか厳格に判断することとし、該当しない場合においても、必要に応じて遺構の保護措置や遺存状況確認のための試掘調査や市教育委員会の立ち合い等の条件を付すものとする。
- 建造物や石垣等の保存修理については、利用者の安全確保の観点からやむを得ないものに限定し、必要最低限の範囲に留める。
- 土地の形状変更については現状維持を原則とし、史跡の保存・活用・整備を図っていく上で必要なものに限定する。ただし、史跡内において都市公園的な整備が実施されていることが明らかな箇所については、史跡への影響を十分に考慮した上で、具体的な整備計画の検討・策定とともに、史跡の本質的価値を高める方法でのみ実施していくものとする。
- 植栽については、新たな植栽については原則として認めないものとする。管理・活用の上での個別の危険木、整備や史跡としての景観保全を目的とした個別の支障木の伐採については認めるものとするが、抜根については、遺構への影響が無いものや遺構に対して特別の保存措置を講じた場合にのみ認める。なお、史跡範囲内全体の植栽計画の検討に基づく形で計画的に実施していくことがより望ましい。
- 史跡の管理に必要な設備（法第115条第1項の標識・説明版・境界標・囲い柵等）の設置、改修、除去については認める。ただし、設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他の土地形状の変更は必要最小限度のやむを得ない規模とする。
- 工作物の新設、改修、除去については、史跡及び景観への影響が無いものは認める。

- 地下埋設物の新規設置、改修については、史跡の保存・管理・活用・整備のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限のものは認める。ただし、新規設置の場合、事前に発掘調査等を行い遺構への影響が必要最小限であると判断される場合に限り認めるものとする。
- その他、上記に定めのない事項を実施する際には、広島市教育委員会と事前協議を行い、文化庁の指導の下、その都度適切な判断を行うものとする。

第5節 史跡の保存に係る法的・行政的・技術的措置と調査・研究

1. 地区ごとの取組と方向性

第5章で整理した史跡広島城跡を構成する諸要素の現状と課題を基に、その課題解決の方向性と方法について、地区ごとに記載する。

なお、史跡範囲内に存在する石垣全体については、測量図や石垣カルテの作成、変状等に対するモニタリングを実施し、石垣の保存整備のための基礎資料を準備する取組を短期・中期的に実施する予定である。取組実施の結果として明らかとなる、石垣のき損・危険箇所といった修復が必要な部分、後世の積み直しにより石垣の本質的価値が損なわれていることが判明した部分などについては、史跡内全体を把握した上でその優先順位を勘案し、計画的に対応するものとする。

(1) 本丸上段

昭和33(1958)年に外観復元された現天守は、現時点において耐震診断調査の結果を受けて令和7年度後半に閉館する予定が市の方針として示されている。このため、これまでに天守台及びその周辺の石垣の現況調査や復元の根拠となる資料集作成などが取組として進められてきており、今後も各種調査検討や取組が継続予定である。

その中で、地下遺構を適切に保存・活用していくための観点、また、調査検討の一環として必須となる基礎的な情報を取得する観点から、天守台周辺を始めとした石垣基礎部の発掘調査及び地下遺構の状態を把握するための平面確認調査を、短期・中期的な取組として調査計画を立てて実施する。

調査計画の概要については後述の第10章でも触れるが、その具体・詳細については、本計画策定後に予定されている「整備基本計画」の改訂とこれに伴う検討会議などの場において十分な検討を踏まえて定めるものとする。また、調査成果は広く公開し、そこで新たに明らかとなる広島城跡の本質的価値を損なうことの無いよう、必要に応じた調査計画の柔軟な見直し・修正を行っていくものとする。

(2) 本丸下段

本地区には、近世に構成された広島城跡の本質的価値を構成する要素である多くの地上遺構と、良好に残存すると考えられている地下遺構が、未調査のものも含めて数多く所在している。その一方で、過去の都市公園的整備に伴って実施されたと見られる遺構保護層の流出が顕著であり、排水設備の劣化・不良も見受けられる。このため、降雨時には溢水による園路の通行不良をはじめ種々の弊害が発生しており、また、地下遺構の安定管理の側面からも懸念が生じている。

以上のことから、遺構保護層の復旧・再整備、園路動線や排水経路の再検討などのための基礎情報取得を目的とした、平面確認調査の実施を中・長期的な取組として検討する。

また、本地区中央南側に所在する近代の遺構である中国軍管区司令部跡(旧防空作戦室)については、先にも述べた通り「広島原爆遺跡」として史跡指定に向けた取組を進めている状況にある。当面は本計画内で整理した価値基準に基づいた維持管理が継続されることとなるが、今後新たに史跡指定された後には、関係機関と調整し本計画と整合性を持った保存活用計画を策定するなど、重なる史跡双方の価値を活かした形での史跡保護を検討していく。

(3) 二の丸

本地区は、二の丸復元建物群としてのハード整備が平成6(1994)年に完了している、史跡広島城内では最も整備が進んでいる地区でもある。しかしながら、遺構の平面表示や現地解説版など経年劣化の影響が見られる箇所も多いため、適切な維持管理が必要となっている。このため、日常的な維持管理を越える部分に関しては、他の地区と合わせて史跡内の総合的なサイン計画や展示計画として、長期的な取組の一つとして検討する。

(4) 史跡外周部(三の丸及び外郭の一部)

史跡外周部のうち南西隅のエリアについては、施設整備やソフト面の取組等に関する方向性が別に示されており、現段階では他の部分と同列に扱うことが困難なため、便宜的に「三の丸エリア」と「その他のエリア」に区分する。ともに史跡範囲外ではあるが、史跡広島城跡と密接な係わりを持ち、広島城跡の本質的価値を構成する要素である地下遺構を比較的良好に遺存していると考えられるため、史跡と一体的な保存活用を図る範囲として捉える。

「三の丸エリア」については、広島城三の丸歴史館の予定地とその周辺について、遺構の保存に十分な配慮をする必要もあるため、これまでに実施した試掘調査を踏まえ、今後平面確認調査を短期的取組として実施し、検出された遺構の状況によっては、地下遺構の保護対策等について柔軟に検討するものとする。

「その他のエリア」については、広島市中央公園の公園区域内であり、かつ文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しているため、現在も試掘調査の実施及び現

地工事立会等を適宜行っている。これらについてはこれまでどおり、広島城跡を構成する本質的価値要素を損なわないよう注意して実施することとし、長期的な取組として計画的な埋蔵文化財調査の実施を検討する。特に北西の緑地帯で天端石の一部が露出している中堀石垣などについては、史跡範囲外ではあるが、史跡内の遺構保護層の復旧・再整備の検討過程の中で、これらも含めて検討していくものとする。

(5) 旧広島城範囲

かつて広島城を構成していた郭跡・櫓跡・石垣などについては、長期的な取組として着実に調査研究を進める。特に、近代以降に埋め立てられた堀跡や、市街化によりかつての姿が失われ城の一部であることが理解されにくくなっている地下遺構に関しては、その改変経緯といった諸記録類を再整理するとともに、機会をとらえ適切に発掘調査を実施するなど、遺存状況を把握するための取組を継続していく。

また、今後重要な遺構の発見や調査の進展過程において、所有者等関係者との調整が整えば、その保存を図るため史跡の追加指定も視野に入れて検討する。

2. 追加指定

旧広島城範囲の中に残されていることが、これまでの発掘調査等により明らかとなっている遺構には、外郭西側櫓台跡と三の丸北東隅中堀石垣の2箇所が知られている。

前者は国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所が管理する護岸緑地内に所在しているもので、昭和54(1979)年度に発掘調査が実施された後に埋没保存されている。調査の結果、刻印を持つ石垣石材が確認されており、広島城の櫓の構造を知る上でも貴重な遺構である。後者は広島高等裁判所が管理する敷地内に所在しているもので、近代に埋め戻された中堀の南側にL字型でわずかに残されている。これまで「学問所土塁跡」と呼ばれてきたもので、近代には弾薬庫の土塁としても転用されたと伝えられているが、その位置と性格から元々は中堀に面する石垣と土居跡であったと考えられる。

この両者については、土地管理のあり方等今後検討を要する課題はあるものの、関係者の理解を得ながら、将来的な追加指定に向けて取り組むものとする。また、後者とその周辺に関しては過去に発掘調査が実施されていないことから、機会をとらえ適切に発掘調査を実施するといった取組を進めていくものとする。

3. 保存に係る調査・研究

各種施策の検討・実施の根幹をなす調査・研究については、史跡指定範囲の内外を問わず、広島城跡に関するこれまでの調査成果や歴史史料、過去の工事記録類などを整理・蓄積していくための取組を計画的・継続的に実施する。その過程では、関係機関や学識経験者等との連携を図りながら、その成果を公開・共有し、より多くの意見の下で史跡広島城

跡の具体的な分野別計画を検討・策定していけるよう努める。また、こうした調査・研究を主体的・継続的に実施していくための体制づくりについて、関係機関や学識経験者等の意見を踏まえながら検討していく。

史跡等の本質的な価値を把握するための調査研究

【学術的な調査研究】考古学、歴史学、地理学、建築学、造園学、生物学、地質学等
・近世の城、近代の改変と利用状況の変遷に係る調査等の検討

史跡等を適切に保存するための調査研究

【復旧（修理）に係る手法等の調査研究】保存科学、保存工学
・現地における工法試験調査等の検討

史跡等を適切に活用するための調査研究

【遺構表示に係る調査研究】

【効果的な活用に係る調査研究】利用動線、施設内容、満足度調査等

【適切な運営管理に係る調査研究】観光、周辺とのネットワーク、サイン、運営体制等

「史跡等整備の手引きⅢ 技術編」 第1章第1節2をもとに作成

4. 非常災害時における維持管理と復旧への対応

地震や大雨、台風などの自然災害によるき損、及びその恐れのある箇所の情報については、日常的な見回りによる異変察知や経年変化の把握を行うように努める。

また、広島城跡本丸（上段・下段）は、広島市が定める「地震・津波・大火」を対象とした指定緊急避難所一覧表に掲載されていることから、災害の状況に応じては避難場所としての対応が必要となってくる可能性にも十分に留意する必要がある。